

平 26. 4. 14
法 D 3 - 5

法人課税D G座長 大田 弘子 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明

(日本労働組合総連合会)

意見書

法人課税D Gを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

- 法人税の見直しにあたっては、租税特別措置等の見直しが不可欠である。租税特別措置等の見直しは、課税ベースの拡大のみならず、税の透明性・公平性ひいては納得性の向上につながるものと考える。加えて、租特透明化法にそって情報公開を行っていく必要がある。
- 租税特別措置等の見直しにあたっては、①政策手段として税が適当か、②政策目的達成のために効果的な措置であるか、③その政策目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、④利用実態が特定の者に偏っていないか、⑤創設後長期間にわたっていないかについて吟味し、不斷の見直しをはかるべきである。

以上